

## 雲ヶ畑地域における公共交通のあり方検討会議設置要綱

## (目的)

第1条 雲ヶ畑地域における公共交通のあり方検討会議（以下「検討会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定に基づき、京都市北区雲ヶ畑地域における住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情及び需要に応じた輸送サービスの実現に必要な事項を協議することを目的として設置する。

## (協議事項)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 雲ヶ畑地域の実情及び需要に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃等に関する事項
- (2) 雲ヶ畑地域の地域交通施策の推進に関する事項
- (3) 前各号に掲げるもののほか、第5条に定める会長が必要と認める事項

## (構成委員)

第3条 検討会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 都市計画局歩くまち京都推進室事業推進担当部長
  - (2) 文化市民局市民生活部地域づくり推進課長
  - (3) 産業観光局商工部産業政策課長
  - (4) 保健福祉局長寿社会部長寿福祉課長
  - (5) 建設局土木管理部道路河川管理課長
  - (6) 北区役所区民部まちづくり推進課長
  - (7) 雲ヶ畑自治振興会が推薦する者
  - (8) 雲ヶ畑地域の生活交通に関わる一般乗合旅客自動車運送事業者
  - (9) 国土交通省近畿運輸局京都運輸支局首席運輸企画専門官
  - (10) 京都市域交通圏の一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
  - (11) 京都府警察北警察署交通課長
  - (12) 学識経験者
- 2 前項各号に掲げる者のほか、第5条に定める会長が、検討会議の運営上必要と認められる者を委員として加えることができる。
- 3 同条第1項第1号から第11号までに掲げる委員については、検討会議に代理人を出席させることができる。

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 検討会議に会長を置き、第3条第1項第1号に掲げる者が会長となる。

2 会長は検討会議を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故があるときは、委員の中から会長が予め指名する者がその職務を代理する。

(議事)

第6条 検討会議は、会長が召集し、その議長となる。

2 検討会議は、委員の半数以上の出席がなければこれを開くことができない。

3 検討会議の議決を要する事項については、出席委員（代理人を含む。以下同じ。）の全会一致を原則とするが、これが困難な場合は、出席委員の3分の2以上の多数で議決する。

(幹事会)

第7条 第2条第2号の協議事項に関して、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項に定める地域内フィーダー系統確保維持計画（以下「計画」という。）のうち雲ヶ畑地域に係る計画の変更を審議するため、幹事会を設置することができる。

2 幹事会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 都市計画局歩くまち京都推進室事業推進担当部長

(2) 文化市民局市民生活部地域づくり推進課長

(3) 産業観光局商工部産業政策課長

(4) 保健福祉局長寿社会部長寿福祉課長

(5) 北区役所区民部まちづくり推進課長

(6) 雲ヶ畑自治振興会が推薦する者

(7) 雲ヶ畑地域の生活交通に関わる一般乗合旅客自動車運送事業者

(8) 国土交通省近畿運輸局京都運輸支局首席運輸企画専門官

(9) 学識経験者

3 前項各号に掲げる者のほか、第8条第1項に定める幹事長が、幹事会の運営上必要と認められる者を委員として加えることができる。

4 幹事会の議事については、第6条の規定を準用する。

5 計画の変更に係る幹事会での協議結果は、検討会議の協議結果とみなすことができる。

(幹事長)

第8条 幹事会には幹事長を置き、第7条第2項第1号に掲げる者が幹事長となる。

2 幹事長は幹事会を代表し、会務を総括する。

3 幹事長に事故があるときは、委員の中から幹事長が予め指名する者がその職務を代理する。

(協議結果の取扱い)

第9条 検討会議の委員その他雲ヶ畑地域の生活交通に関わる関係者は、検討会議の協議結果を尊重し、その誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第10条 検討会議の庶務は、京都市都市計画局歩くまち京都推進室において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、会長が検討会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年1月31日から施行する。